

平成 25 年 5 月 2 日

職員各位

総務課長

辰野町職員のソーシャルメディアの利用に関する指針について（通知）

ツイッターやブログなどのいわゆるソーシャルメディアは、身近な情報を手軽に発信・交換できる手段として注目され、利用者が急増しています。

当町でも、一部のソーシャルメディアについて公式アカウントを取得して観光情報の発信等を行っていますが、今後、協働のまちづくりを推進するなかで、情報伝達と町民からの意見収集ができる重要な手段となることを見込まれます。

一方で、ソーシャルメディアには、匿名性や一方的な記述が可能であるといった特性もあり、不正確な情報や不用意な記述が意図しない問題に発展する恐れもあります。

このことから、職員（臨時職員を含む。以下同じ。）が、ソーシャルメディアの特性やリスクを十分に理解した上で、適切かつ有効に活用できるように、ソーシャルメディアを利用する際の基本的な考え方や留意点を「辰野町職員のソーシャルメディアの利用に関する指針」として定め、通知します。

1. ソーシャルメディアの定義

ツイッター、ブログ、電子掲示板、ホームページ、メールマガジン、実名で利用するフェイスブック、LINE等インターネット上のサービスを利用して利用者が情報を発信し、あるいは相互に情報をやりとりする情報の伝達手段をいいます。

2. ソーシャルメディア利用の利点、問題点

（1）利点

- （ア）迅速な情報発信が可能です。
- （イ）ホームページなど自分のもつ情報伝達媒体と連携した情報発信が可能です。
- （ウ）他の利用者とのやりとりのなかで発信した情報に対する反応を確認することができます。
- （エ）他の利用者との信頼関係を構築することで連携・協力が可能となり、町民参画型の情報発信も可能です。
- （オ）緊急時などに情報収集手段の一つとしても活用できます。

（2）問題点

- （ア）一度発信した情報を完全に削除することは困難です。間違った情報を発信した場合、訂正が難しい場合があります。
- （イ）発信者の意図しない目的や場所で、発信した情報を引用されたり、悪用される場合があります。
- （ウ）発信した情報が他の利用者のとり方や誤解により思わぬトラブルに発展する場合があります。

3. ソーシャルメディア利用に当たっての基本原則

- （1）一社会人として常に誠実で良識ある言動を心がけてください。発信した情報が第三者の目にどのように映るかを常に意識して情報を発信してください。

- (2) 職員であることの自覚と責任を持って利用しましょう。
- (3) 地方公務員法をはじめとする関係法令及び職員の服務や情報の取扱いに関する規程等を遵守しなければなりません。なお、職員がこれらの法律等に違反した場合は、懲戒処分を受けることがあります。
- (4) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して十分留意してください。
- (5) 発信する情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意する必要があります。一度ネットワーク上に公開された情報は完全には削除できないことに注意してください。
- (6) 意図せずして自らが発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を生じさせた場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めなければなりません。また、自らが発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応し無用な議論となることは避けなければなりません。
- (7) 次に掲げる情報は発信してはいけません。
 - (ア) 不敬な言い方を含む情報
 - (イ) 人種、思想、信条等の差別、又は差別を助長させる情報
 - (ウ) 違法行為又は違法行為を煽る情報
 - (エ) 単なる噂や噂を助長させる情報
 - (オ) わいせつな内容を含むホームページへのリンク
 - (カ) その他公序良俗に反する一切の情報
- (8) やらせ行為、スパム行為(同じ内容を繰り返し何度も投稿すること)はしてはいけません。
- (9) 職員には職務専念義務がありますので、業務として使用する場合を除き、就業時間中に使用してはいけません。
- (10) 業務として発信する場合、公式アカウントを用い、それ以外の個人アカウント等を用いて発信してはいけません。また、公式アカウントを業務以外で使用してはいけません。

4. 辰野町の行政に関する情報を発信する際の留意事項

- (1) 当町あるいは当町と利害関係にある者又は団体の秘密に関する情報を発信してはいけません。
- (2) 当町及び他者の権利を侵害する情報を発信してはいけません。
- (3) 当町のセキュリティを脅かすおそれのある情報を発信してはいけません。
- (4) 業務として発信する場合は、必ず複数の者で内容を確認するなど課内のルールに従って、慎重に発信してください。
- (5) 自らの職務に関する情報を発信する場合は、守秘義務を遵守するとともに、意思形成過程における情報の取扱いに十分留意する必要があります。
- (6) 自らは直接職務上関わらない事項であっても、当町の行政に関する情報を発信する場合は、読み手側では職員として一定の関係者として理解し、その記述が不正確な場合には誤解される場合があることについて十分留意する必要があります。
- (7) 当町の行政に関する意見を書くときは、私的な見解であることを必ず明示してください。また、なるべく所属・氏名を明らかにして行うなど責任と自覚のある発言をしてください。